

平成29年度山形県環境審議会第2回自然環境部会 議事録

1 日時 平成29年9月11日(月) 午前10時～正午

2 場所 あこや会館ホール会議室

3 出席者等(敬称略)

(1) 出席委員及び特別委員

(委員) 幸丸政明、佐藤景一郎、野堀嘉裕、三浦秀一、本橋元、山崎多代里、山田幸司、渡辺理絵(阿部武志、江成はるか、梶本卓也、鳥羽妙、横山潤)

(特別委員) 東北農政局農村振興部長 高井和弘【代理：農村環境課長 神川浩一】
東北森林管理局長 小島孝文【代理：山形森林管理署長 西川晃由】
東北経済産業局長 田川和幸【代理：環境・リサイクル課長 鈴木宏】
東北地方整備局長 津田修一【代理：企画部 環境調整官 立花義則】
東北地方環境事務所長 小沢晴司【代理：総括自然保護企画官 常富豊】
※()委員は欠席

(2) 事務局

山形県環境エネルギー部	みどり自然課長	佐々木紀子
	課長補佐(自然公園担当)	長谷川 隆
	課長補佐(自然環境担当)	佐藤 克也
	自然環境主査	倉本 幸輝
	主査	山田 俊樹
置賜総合支庁環境課	環境保全主査	樋口 邦幸

4 議 事

(1) 開 会

(2) 課長挨拶

佐々木みどり自然課長より、部会開催に当たって挨拶がなされた。

(3) 部会の成立

委員総数18名のうち13名が出席しており、山形県環境審議会条例第6条第7項で準用する第4条第3項の規定により、定足数に達していることが報告された。

(4) 議事録署名委員選出

議長により、議事録署名委員に佐藤委員と野堀委員が指名された。

(5) **審議事項1 飯豊山鳥獣保護区飯豊山特別保護地区の指定(再指定)について**

事務局：資料に基づき、説明した。

幸丸部会長： 事務局から説明があったことについて、質問等あればお願いします。

野堀委員： 大又沢の右岸側と左岸側で区域の形状が異なるがこれはなぜ、このような形になっているか。

事務局： 国有林の林小班界で分かれていると考えられる。

三浦委員： 飯豊山鳥獣保護区の中でどこも同じような状況であると思うが、やはり先ほど説明があったように、その中でもこの特別保護地区の区域が特別であるのか。

事務局： そのとおり。飯豊山鳥獣保護区の中なかでも、宝珠山及び大丸森山に囲まれた区域は、特に複雑に入りくんだ急激な溪谷でイヌワシ等の大型猛禽類の生息に適していることと、クマの越冬に適した環境が広がっており、クマの生息が多いと鳥獣保護管理員からも聞いている。

幸丸部会長： 特別保護地区の区域の全てが磐梯朝日国立公園に指定されており、そのすべてが特別地域ということであるが、国立公園の特別保護地区とはどこになるか。

事務局： 後ほど確認する。(飯豊山の尾根沿いの細長いエリア366haが国立公園の特別保護地区に指定されている。)

本橋委員： 飯豊山の鳥獣保護区特別保護地区に特別保護指定区域を指定していないのはなぜか

事務局： 特別保護指定区域は特別保護地区の区域内において、人の立入り等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じる場所について指定するものであるが、これに指定すると規制が厳しくなることから、現在のところ県内の鳥獣保護区でこれに指定しているところはない状況である。

幸丸部会長： ここはイヌワシ等がいるかもしれないが、人が普通には入っていきけるようなところでないため、あえて特別保護指定区域には指定していないと思われる。

その他質問、意見があればお願いしたい。

幸丸部会長： この他意見等なければ、原案どおり、答申させていただきたいと思うが、それで進めてよろしいか。

(特に異議なし)

審議事項2 蔵王国定公園蔵王高原集団施設地区公衆浴場事業の決定について

事務局： 資料に基づき説明

幸丸部会長： ただいま事務局から説明があったが、色々と疑問もあると思うので、ご質問いただきたい。

まず、私からであるが、公園事業とはそもそもどういうもので、集団施設とはどういうものかということを中心に説明いただきたい。

事務局： 自然公園法第2条で、公園事業は公園計画に基づいて執行する事業と定められている。この公園計画は国立公園又は国定公園の保護又は利用のための規制又は事業に関する計画であって、自然公園法施行令第1条で示されている施設に関する事業が公園事業となる。具体的には、道路、広場、園地、宿舍、避難小屋、休憩所、野営場、スキー場、給水・排水の施設、公衆浴場、公衆便所などや、博物館、植物園、動物園、水族館等々の展示施設、植生復元の施設、動物の繁殖施設、それから砂防施設や自然再生施設といったものが公園事業として執行することができるように定められている。

そして、集団施設地区については、自然公園における多様な利用形態のうち、当該公園にふさわしいものについて積極的にその増進を図ることを目的として、計画的に施設の整備を行うことによって、利用者を誘導していくという利用に関する計画のもとに、集団的に施設を整備する地区となっている。集団施設地区内では、区域をあらかじめ設定して、それぞれの区域の整備方針を定め、公園の利用及び管理の為に施設を総合的に整備するとしている。

幸丸部会長： 公園事業というのは、説明があったように様々な施設があって、それを個別に配置するという形になる。そして集団施設地区というのは、公園事業であれば「何でもあり」と言うと言葉が悪いが、要するに、公園の中で開発行為等を行うものとは別に、公園利用の目的にそぐわないものは別として、公園利用の為に使われる施設は、公的にも整備するが民間の活力も導入して集合的・面的に整備するもののご理解いただければよいと思う。

ほかに、何か質問・ご意見等あればお願いしたい。

常富委員代理： まず技術的な質問をさせていただく。この蔵王高原集団施設地区について資料2-6で区域図が示されており、第1から第4整備計画区まで4つに区分けされている。今回の計画は第2整備計画区内ということで、まずは第2整備計画区の整備方針を説明いただきたい。併せて、他の3つの計画区の整備方針も教えていただきたい。

次に、その第2整備計画区の中にペンション村というものがあるが、このペンションについて「宿舍事業」として把握されているかについて

て教えていただきたい。さらに、既存の運動施設があるとの説明があったが、運動施設についても公園事業かどうかを教えていただきたい。

最後に、蔵王高原集団施設地区では細かく区域が決定されているが、この区域の決定がいつ行われたかについても教えていただきたい。

事務局： まず、整備方針についてだが、第2整備計画区は民間国民宿舎やペンションなど低廉で健全な宿舎を整備する方針としている。そのほかの第1整備計画区はキャンプ場、管理センター、炊事棟、便所、広場等の整備とともに、快適性確保の為に将来はプラットフォーム型テントサイト、ケビン、簡易浴場等の整備に努める方針としている。第3整備計画区は道路を中心に駐車場、休憩所、案内所、公衆便所等の便益設備を整備する、そして第4整備計画区は集団施設地区の中心施設として他目的広場、園路、公衆便所、休憩所、展望台、駐車場等を整備するとともに、園路はクロスカントリーのコースとして活用し、また地区全体は冬季においてスキー場の一部としても利用する方針としている。

ペンションについては、宿舎事業として公園事業で執行されている。

運動施設については、元々、宿舎事業として民間の国民宿舎が整備されていたところであるが、その後の宿舎事業の規模縮小もあり、平成12年に本県の教育庁が事業主体となり、宿舎事業の付帯施設という位置付けでトレーニング施設を整備したという経緯であることは確認している。その後、宿舎本体が平成15年に解体され、付帯施設としての運動施設が残っている形になっている。

整備計画区の決定の経過だが、平成4年に公園計画の見直しを行った時点では現在の4つの整備計画区に分かれている。少なくともその時点からこれまで同じ整備方針で進んでいるという状況になっている。

常富委員代理： 公園事業の付帯施設一覧表では、宿舎事業に付帯できる施設としてはどのような施設があるか。

事務局： 園地、休憩所、案内所、運動場、水泳場、船遊場、駐車場、公衆浴場となっている。

常富委員代理： 公衆浴場が付帯施設に入っているのは間違いないと思ったが、運動施設は付帯施設として見るのは結構きわどい。

まず、この集団施設地区の計画は、おそらく平成4年の見直しの時に定めたのではないか。昭和38年の国定公園の指定の段階では、こういった形での集団施設地区はおそらくなかったと思われる。平成4年の決定として、これまで25年経っているが、キャンプ場はそのまま、ペンション村もそのまま、低廉な宿舎といったところだと思われる。第3、第4整備計画区も大体整備計画に沿っていると思うが、公衆浴場、運動施設については明記されていない。公衆浴場は宿舎事業の付

帯施設として整備できると認識している。しかも公園法上は、付帯施設は実は事業者が変わっていても構わないことになっており、同じ事業者でなくてもよい。隣接していなくてもよいので、端的に言うと、例えば、園地を整備する方針としたけれども、トイレしか整備しなかったということもあるということになる。しかも、元々園地自体は県が整備する予定だったが、トイレは市町村が整備したということもある。そういう意味では、隣に宿舎事業であるペンション村もあり、公衆浴場はそれら宿舎の付帯施設という形で整備できると思われる。現在の第2整備計画区の実態には公衆浴場の記載がないため、公衆浴場単体として整備するというのは、筋はあまりよくはないというのが私の実感である。国定公園の計画変更というのは実は大変面倒な手続きで、県だけでは片付かず、国の審議会も立てなければいけないという、大変面倒な仕組みになっている。しかし、できれば利用の実態が施設整備の時分と合わなくなっているということであれば、例えば整備計画の指定、整備方針だけでも見直すことを考えられてはどうか。特に運動施設は、宿舎の付帯施設としては本来読めないはずであるということと、公衆浴場も付帯施設としては読めるが、できれば、整備計画に明記されている方がよいと思われる。公衆浴場は付帯施設で読めるので、今回の審議会では反対するところではないが、前回見直しから25年も経ったことも踏まえて、できれば、今回これを通した後、本当に必要な部分だけで構わないので、国定公園の計画変更ということも考えられてはどうか。

事務局： 確かに平成4年から大分経っており、その間、平成22年に一度、宮城県と一緒に公園計画の見直しを行った経緯がある。その時にはすでに現在の施設の状況になっていたことから、本来であればその時に見直すべきであった。御意見の公園計画の変更については、次回の公園計画の見直しに合わせ、実態に合わせて整備方針の見直しを検討したい。

幸丸部会長： 自然公園の利用というのは最近、随分変わってきてしまっている。色々なタイプの利用の形態があり、それにうまく対応できるような、或いはこの公園をどういった利用の形に持っていくかということについては、集団施設地区あたりが検討の中心となってくることになると思われるので、宮城県とも協議しながら、機会があれば全体的な見直しをしていただければと思う。よろしく願います。

他に何か御意見等はあるか。

渡辺委員： 資料2-3の4ページ目に記載されている利用者数について教えていただきたい。「自然公園等利用者数」の中に蔵王高原集団施設地区に関する過去5年間の利用者数の推移があるが、この蔵王高原集団施設地区の利用者数にはスキーの利用客なども含んでいるのか、純粹に集団施

設地区の利用者をカウントしているのか教えていただきたい。

事務局：利用者数については、県の観光部局が行った調査結果と環境省の調査結果を掲載している。おそらく、蔵王高原集団施設地区単体での数字ではないかと思うが、具体的にどのようなデータをもとにカウントしているかについて手元に資料がないため、今お示しすることはできない。

渡辺委員：単位が千人で、スキー客を含まずに、施設利用者が野営場とペンション村の宿泊者数で、平成27年だと20万くらいの利用があるということでのよいのか。

事務局：クロスカントリー大会などもあるので、そういった際の来場者などもカウントしているかと思うが、細かな集計の方法について資料がない。

渡辺委員：私はここが重要な点と思っている。資料4ページ目の「利用上の位置付け」での記載内容や、先ほどの説明の中では、アスリートビレッジはナショナルトレーニングセンターの高地トレーニング拠点に指定され、プロ・アマ問わずスポーツチームによる合宿も増加しており、利用者からはトレーニング後のリラックスやコンディショニング用の温泉施設の整備を求める声があるということが背景となっているとのことだが、この利用者数を見ただけでは、スポーツ利用が増加しているかわからない。本来であれば、実際にスポーツ施設利用者からの要望の声がどれくらいあるのか、そもそも実態としてスポーツ施設の利用者が一体どの程度なのかということが示されていればよかった。20万人のうちの、例えば10万人はスポーツ施設利用者という形で、それが年々増えているということがわかった方がよいと思われる。

その裏には、この施設の継続性について不安視する部分はないのかということがある。国定公園に作られるという意味の土台には、公益性・公共性というものがあると思うが、スキー客がこの温泉施設をどの程度利用するかもわからない。スポーツ客の過去の実績がわからないので、参考に教えていただきたい。

事務局：スポーツ施設利用者がどの程度増えているについては、詳細な数字のデータが手元になく、今はお示しできないため、細かな資料等があれば取り寄せるなどしてお示ししたい。

施設整備を求める声としては、地元の上山市がクアオルト構想として温泉と運動を絡めた健康増進の取組みを進めており、市に対しても関係者から温泉施設整備の要望があるということを知っている。そして、市としても今回の計画に対しては前向きに協力すると聞いている。また、付近にウッディロッジという宿泊施設があるが、その浴室は

部屋ごとについており、トレーニング後のケアが難しいということも聞いている。スキー客については、全体的にあまり増えていないという話も聞くが、蔵王ライザスキー場から街中に至るまでの間に浴場がなく、もし途中で施設があればスキー後に立寄りたいという方もいると思われ、利用が見込めるのではと考えているところ。

また、整備後の利用、運営のあり方については、事務局としても当然気にかけているところである。

幸丸 部会長： 利用者数の統計というのは非常に難しいが、できれば事業の裏付けになるようなデータを整理していただきたい。

最初の説明で、この事業者は自社がアスリートを抱えているとの説明があったが、自社のトレーニングセンター用として使うというようなことが発端なのか。

事 務 局： 事業者がスポーツ選手を社員として雇用していることから、スポーツ関係者からの施設整備の要望が聞こえてきたことが発端と聞いている。事業者としては新たな業態となるが、アスリートに限定せず広く一般客に開放する計画である。社員が施設のスタッフとして加わることによって、トレーニング後のケアといったサービスも提供したいとの考えのようであり、自社の社員のためだけの施設ではない。

幸丸 部会長： クローズな施設ではないということか。

事 務 局： オープンな施設となる。

三 浦 委 員： この場所は私もよく行っており、皆さん方もよくご存知かと思っている。駐車場が空き地になっており、建物を建てたとしても景観等含めて問題のあるようなことはないという感じがしている。また、上山市もクアオルトなど色々と積極的に進めており、このような施設があると様々な意味で相乗効果が出るという気がしている。

そのなかで、環境への影響をどう見ていくかということ、ひとつは廃水に関してかと思っている。廃水はもちろん浄化槽に入れると思うが、その先、どのように放流するのかについて全く情報がないので、放流先の生態系への影響などが確認できるようにしていただきたい。

事 務 局： 放流先については、地元の水利組合が管理している素掘りの水路へ放流するという事になっている。水路にはすでにペンション村など既存の施設からの廃水も放流されている。管理を行っている水利組合に対しては、事業者から説明を行っており、特に反対の声も無かったと聞いている。付近の生態系にどのような影響があるかについては詳しくはわからないところではあるが、事業者にも確認し、水利組合とも調整させていただく。

幸丸部会長： 廃水をそのまま放流するのか。処理施設は設けるのか。

事務局： 温泉水となれば、そのまま放流することはできないため廃水処理を行うことになる。温泉水の処理は通常の浄化槽では難しいと思われるため、専門の処理施設を整備して、自然界に放流しても問題ないという水質となった時点で放流することになる。

幸丸部会長： 温泉も掘ってみなければわからないというところがある。事業者に対して廃水、水質に対する管理を徹底させることを条件に入れてもよいのではと思われる。

もうひとつ、懸念されるのが、経営が傾いて施設をそのまま放棄してしまうという事例が、国立公園の中には結構あるということ。廃屋が出てしまっただけでは景観上も好ましくない。仮に廃止する場合にどのような対応をとるのかも、条件に入れることができないかと思われる。

三浦委員： 水利組合の承諾はもちろん必要だが、水利組合自体が環境影響を判断できるものではないと思うので、そこは別途、検討いただきたい。

山崎委員： 私もあそこの施設に数回行っているが、相乗効果を見込めるような感じではないのではないかとと思われる。資料の4ページに「プロ・アマ問わず」との記載があるが、トレーニングセンターとしては温泉施設があれば評価を得られると思うが、アマチュア、私達地元の者にとっては期待できないのではないかという思いがある。

廃水については、駐車場の融雪等に使えないだろうか。ただ単に処理して流す以前に、うまく駐車場の融雪に使えないかと思っている。

また、近年言われている噴火への対応について、どのように考えているのかをお聞きしたい。

事務局： 「プロ・アマ問わず」ということについては、スポーツ選手だけでなく、一般客の立寄り風呂としての利用も念頭に置いているということである。お釜にドライブに来るような、いわゆる一般客の立寄り、スキー場の利用者、また、現在は野営場に浴場がないことから野営場の利用者、あと、ペンション村の宿泊者も近くに広い浴場があれば利用する可能性もあると考えているとのことであり、一般の方も自由に利用していただく計画となっている。

廃水の温泉熱の利用については、温泉の量がどの程度出るか不明であり、温泉を汲み上げるポンプも必要最低限の規模のものを考えているということと、融雪にまで回すとなれば費用的にも結構なお金がかかるということもあり、事業者としては現段階で敷地をアスファルトで覆って融雪まで行うという考えはないと聞いている。

噴火については、直接事業者を確認したことはなかったが、計画地

の上にあるお釜の話でもあり、この集団施設地区にはペンション村の事業者もいるので、警報等が出た場合の避難誘導の方法といったことなどについても、地域としての取り決めがあるのではという程度しかこの場では申し上げることができない。

幸丸部会長： この案件は温泉掘削の案件でもあるので、掘削する以前に温泉部会で審議されるのか。

事務局： 時期は未定だが、おそらく10月以降に温泉部会で審議する予定である。

幸丸部会長： 温泉部会でも温泉水の放流に関しても議論されるのか。

事務局： 廃水処理方法に関しては、温泉部会で審議していくことになる。

佐藤委員： 1日30トンの排水量というのは、最大限を見積もったものか。多くの建設の資材がいると思うので、その環境負荷というのも考えていかなければならない。事業が決定した場合はそういった状況をクリアしていく必要がある。

事務局： 環境への負荷については、当然最小限となるよう配慮する必要がある、事業者に対して指導していく。排水量については、同程度の施設としてはそれほど大量ではなく、平均的ではないかと当課の温泉担当の職員から聞いている。現段階での最大量を想定したと思うが、実際にはこれから実施設計を行い、それによって使用するお湯の量も変わってくると思われる。現段階での想定から大きく外れることはないと思うが、仮に倍の量となった場合には、排水路として既存の施設を利用できるかということにもなってくるので、その場合は既存排水路の改修といった話も出てくる可能性がある。実施設計が出てきた段階で改めて関係者の中で話をするようになると考えている。

今回事業決定ということになれば、これから公園事業の認可申請という手続きに入る。その審査の中で、詳細な施設の規模といったことや、認可を行うにあたって付加すべき条件についても詰めていくことになる。先程も御意見にあったように、例えば経営が終了となった段階でどうするのかといったことについても、認可の審査段階でより細かな指導なりをさせていただきたい。

幸丸部会長： 詳細設計になった時に、当初基本設計の段階で予想しなかったようなことが出てきた場合には、許認可など手続き的に県の担当部局で詳細に検討することになると思うが、さらに国立・国定自然公園の中なのできっちりとしたアセスメント、環境影響評価が必要だと思うので、その点も考えていただきたい。手続きとしてのアセスメントではなく、

きちんと専門家の方がいると思うので検討していただくよう、適切に指導していただきたい。

事務局： 一番問題になるのは廃水関係かと思うので、放流の際の量や水質といったところは事業者からより細かい情報を取り、環境に対してどのような影響が生じるのか、あるいは生じさせないためにはどうしたらよいのかということを経営者や関係機関とも調整させていただきたい。

野堀委員： さきほどから話題になっている「アスリートの為の施設」というところが引っ掛かっており、本当に公共性の高い公衆浴場になるのかということが気になっている。建築予定図面を見ると、やはりアスリート用の施設と感ぜられ、一般客が利用できる部分が限定的に見える。また、冷水と温水プールもあるが、冷たい水も供給しなければならないので、確実に上水も必要だと思われる。上水に関しては、この場所の500メートルくらい上に、里の名水百選に選ばれている「坊平のお清水」があるはずだが、地下水を使うのであれば影響があるのではないか。ここは元々上水道が通っているところなのか教えてもらいたい。

事務局： 建物の区画によってアスリートと一般客の利用を区分することを事業者は考えていない。特定の者に供する施設ではないことは事業者を確認している。

上水に関して確認できる資料が手元にないため事業者を確認する。

常富委員代理： 集団施設地区、そして蔵王国定公園全体の利用ということ踏まえることは当然だが、隣接する野営場の客も利用できる、あるいはペンション村の客も利用できる、そのほかロッジとか宿泊できる場所があるようだが、そういったところの客も利用できる形での、要するに集団施設地区全体としての利用の増進が図られるような施設を是非整備していただきたい。この事業を実際に認可する段階で、事業者に対してきちんと指導していただきたい。

加えて、今、私は「国立公園満喫プロジェクト」といって、十和田八幡平国立公園に客を呼び込もうと頑張っているが、正直に言うと蔵王の方がずっとポテンシャルも高く、場所も近くてよいところと思っている。特にアスリートの利用が増えているということであり、パラリンピックもあるということも踏まえて、是非バリアフリーの対応もお願いしたい。あと、外国人対応の方もきちんと認可の中で謳っていただければと思っている。その辺は実際に施設の認可に向けて事業者と協議していただければと思っている。

最後に、資料2-2の事業決定書の中で、「公園計画」の指定の告示日が一番古い時の告示日になっているが、先程の説明を聞いたところだと、昭和38年には「第2種特別地域」ではないと思われる。その後、再検討をしているからこそ、今、第1、第2、第3種と決まっている

わけなので、それが平成4年なのか、それとも宮城県と一緒に見直しを行った平成22年なのかかわからないが、これは調べてもらって、いわゆる再検討ということで計画を変更した時の告示に合わせた方がよいかと思われる。集団施設地区というのも、その時に施設の整備計画を作っているはずなので、再検討を行っているのであれば、その告示の方がここに書くべきものとしては相応しいと思うので、そちらの方に合わせていただければと思う。技術的などところで申し訳ないが、よろしくお願ひしたい。

事務局： 公園事業として執行する場合は、一般の方も自由に、低額で利用できる施設として位置付けられるということは、計画の相談があった段階から事業者に対して伝えており、事業者もその点は重々承知しているところ。認可の段階ではそういった点も改めて指導していきたい。バリアフリーへの対応や、国定公園・国立公園を問わず最近ではインバウンド対応ということがあり、可能な限り多言語対応についての検討も行ってもらおうよう事業者と相談して参りたい。

公園計画に関する告示日について、改めて当時の資料等を確認のうえ、現在の公園計画の形となった時点のものを記載させていただく。

西川委員代理： 今回は公園事業決定についての審議ということだが、計画されている場所は国有林となっており、国有林としてこの事業を認可するかどうかについて今後検討する必要がある。現状では事業者から事前の相談があったということで、これから事業実施にあたって地元の合意や、具体的な事業計画等を事業者と詰めていくなかで、国有林としての事業認可の可否を判断していくという段階である。改めて、申し添えさせていただく。

幸丸部会長： この場所は保健保安林となっているのか。

西川委員代理： 保健保安林である。

幸丸部会長： 手続き的にはどうなるのか。公園事業は公園事業として、国有林は国有林として色々な調整をしたうえで最終的に土地の利用について認可をするということか。

西川委員代理： 公園事業の方の認可もあるが、国有林の仕組み上での規制であるとか、地域との合意であるとかを確認して書類上で手続きをしてから認可ということになる。

幸丸部会長： 了解した。

本橋委員： エネルギーの利用について、先程、温泉熱を利用した駐車場の融雪

という話があったが、施設内の暖房の一部としての利用や、あるいは、建築予定図にボイラーとあるが、ただ重油を使うのではなく、ペレットボイラーを検討するなど、環境に配慮したものを積極的に使用するような形で対応していただければと思う。

事務局： 確かに国定公園の集団施設地区に作るということも踏まえ、環境に配慮する形で先進的なものが導入されるよう、事業者と相談したい。

仮に温泉が出なかった場合の対応について、事業者としては、温泉を使っただけのリハビリといったことが理想ではあるが、温泉でなくともそういったことができる施設があれば相当な利用も見込まれることや、地元関係者からの要望もあり、も施設整備を進めたいと言っている。その場合はボイラー等で加熱することになるなど、現在の計画とは違ったところも出てくるが、それらの点も含めて認可の段階で決めておくようにしていきたい。

幸丸部会長： 事業者の意思が固いことを願う。

他にございませんでしょうか。

ではただ今のご意見を事業者への指導に反映していただいて、その他のところは整理していただいて、これをもって本件については諮問どおりということとさせていただきます。よろしいでしょうか。

(特に異議なし)

(6) 報告事項 鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針の一部改正案について

事務局： 資料に基づきオオタカの希少種の指定解除に伴う指針の改正案について説明

幸丸部会長： ただいまの説明に対して御意見等あればお願いします。

(特になし)

幸丸部会長： その他事務局から連絡等があればお願いします。

事務局： 二点ほどお知らせがある。

一点目は、環境影響評価について、6月の県議会で環境エネルギー部長から答弁しているが、法、アセス条例で対象にならないものの、大規模な林地開発を伴う発電事業計画など環境への影響が懸念されるような計画の事案が出てきているということを受け、県のアセス条例を改正する方向での具体の事柄やスケジュールについて検討を進めている。今後、また、説明できる段階になったらお知らせする。

二点目は、自然環境部会の今後の予定であるが、先ほどのオオタカの希少種解除に伴う県の第12次鳥獣保護管理事業計画の一部変更について、年度内に御審議を賜りたいと考えている。また、近くなったら開催の通知を行う。